事業所名	あおば児童クラブ
事業者名	一般社団法人 キッズスマイルFPいわき
自己検査日	令和5年 5 月 8 日
自己検査結果 記入者	川崎有希恵
調査 実施日	令和6年2月1日
調査 対応者	こども支援課 こども支援係 主査 山岸 照幸
調査員	こども支援課 こども支援係 主事 泉田 賢

自己検査項目を踏まえ、自己検査判定を入力してください。(色付きの欄を入力)

<自己検査判定の目安>

〇:適合している

△:適合していないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの

×:適合していない

該当なし:該当がない項目の場合

1 開所時間及び開所日

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。 〔基準条例第19条第2項〕 〔運営指針 第4章 3〕	【開所(予定)日数】 開所 予定 257 日	0		Α	

1

2 放課後児童支援員等の数及び資格

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)			自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
		条件を満たしていることを確	全認(任意の1か月を抜 続	卆				
	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間	確認月	4	月	-			
(1)	帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2 人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。		ついて、出勤簿や勤務ローテ 援の単位ごとに職員を2人」		0		А	
	(基準条例第11条第2項) (運営指針 第4章 1)	☑ 上記のうち、 童支援員であ	支援の単位ごとに少なくとも 1 ある。	人以上は放課後児				
		✓ 出勤簿や勤う 況の記載が-	務ローテーション表、クラブ日 −致している。	志にある職員配置状				
	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、いわ	最新の職員名簿:	5月1日 現在					
(2)	き市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準 に関する条例第11条第3項に該当する者である。	職員数:	4 人	•	0		А	
	(基準条例第11条第3項)	5ち放課後児童支援員として届出を 行っている職員の人数:						
	※労働契約書(兼労働条件通知書)等から以下のことが読み取れる 放課後児童支援員及び補助員は専任である。							
(3)	※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後 児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。 (基準条例第11条第5項)		〕労働契約書(兼労働:	条件通知書)	0		А	
			こその他()				

3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	拠点としての機能を備えている。 (基準条例第10条第1項) (運営指針 第6章 1)	体調の悪い時等に静養することができる場所: 静養スペース (カーテンを広げ、簡易布団セットを利用し隔離して静養する) 児童が遊ぶ場所 (室内・室外) 児童クラプ室内、小学校校庭	0		А	
(2)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。 【基準条例第10条第1項】 【運営指針 第6章 1】	✓ ロッカー✓ 手洗い場(共用含む)✓ トイレ(共用含む)☐ その他(0		А	
(3)	採光及び換気が確保されていること。 〔基準条例第6条第5項、第10条第4項〕	取組事項: 活動時はカーテンと窓を開け、採光及び換気を確保している。また天井扇風 機や空気清浄機の活用をしている。	0		А	
	衛生が確保されていること。 (基準条例第6条第5項、第10条第4項、第14条第	取組事項: 手洗い場・トイレ・活動スペースの毎日の清掃は、主に掃除機かけと消毒作業をしている。ロッカーや玩具も使用頻度に応じて消毒作業を行ている。	0		А	
(5)	専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね1.65㎡以上である。 (基準条例第10条第2項) (運営指針 第6章 1)	①専用区画の面積: 72.1 ㎡ ②届出定員: 40 人 ③児童 1 人あたりの面積(①÷②): 1.80 ㎡	0		А	

4 非常災害に対する措置

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	(確認した	自己検査: 事実、根拠	項目 心書類、補足等)		自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。 (基準条例第7条第1項) (運営指針 第6章 2)	☑ 消火器等の消火用具や☑ 消火器等の消防用具の☑ 消火器等の消火用具の☑ 消火器は歩行や避難の	場所・使用方	5法を職員が知って きれていない。		0		А	
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。 (基準条例第7条第2項) (運営指針 第6章 2)	☑ 職員がマニュアル保管場	折を知っている		0		А		
(3)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。 (基準条例第20条、第21条、第22条) (運営指針 第6章 2)	保護者との共有方法: 保護者会、個別面談(利用規約の説明)の際に説明し共有している。 学校との共有方法: 毎月発行のクラブだより等を通じて、活動の予定や日々の活動の様子を伝え、緊急時の対応も併せて共有している。			0		А		
	非常災害に対する定期的な訓練(<u>避難訓練、消火訓</u> 練をそれぞれ)を年2回以上実施している。	記録方法: 実施日及び 実施予定日	記録の 有無		東の種類 するものに〇) 消火訓練				
(4)	※同日に避難訓練と消火訓練を行った場合はどちらも1回実施したと判定します。 (基準条例第7条第1項、第2項、第3項)	令和5年5月15日	有	0		0		А	
	(運営指針 第6章 2)	令和5年9月13日 令和5年11月7日	有有	0	0				
		令和5年12月1日	有	0	0				

5 育成支援

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認Uた事実、根拠書類、	補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状	※子ども一人ひとりの心身の状態をどのように把握 事項を記載し、適合しているかを判定します。	しているか、事業所での取組				
	また把握しながら、育成支援を行っている。 (運営指針 第2章 5)	毎日のお迎えの際に家庭状況(学校、お家、習り、1学期に個人面談、2学期に学年懇談を開催 要望などを確認し、常に個々の対応を見極めて3	し、現況の双方での確認や	0		А	
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の 間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行って	※子どもが自発的に遊びの楽しさを共有していくよいるか、事業所での取組事項を記載し、適合して					
	同じ共有しているから配慮がなされた自成文技を行うでいる。 〔運営指針 第2章 4〕	1学期、2学期、3学期など、子ども・学年の成長別あそび、複学年によるあそびの選別など、子どもしている。また個別に必要な支援をしている。		0		А	
		障害のある子どもを受け入れている:	受け入れている				
		受け入れにあたり配慮していること:					
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	いわき市主催の研修を受講した者を中心に、本ノ エ夫し、随時職員間で事例検討し、共通理解に		0		A	
(3)	〔運営指針 第3章 2〕	障害児の利用を断ったことがあるか:	ない	0		A	
		断った場合、その理由:					
	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中	※集団生活を行う上で配慮している事項を記載し す。	,、適合しているかを判定しま				
(4)	での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。 (運営指針 第2章 5)		ている。学年ごとの役割を	0		А	

(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との 信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について 保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。 〔運営指針 第3章 4〕		0	А	
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。 (基準条例第9条第1項、第2項) (運営指針 第7章 1)	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 〈研修の参加(予定) 状況〉 ② 個人情報保護研修 ※全員必須 ② 障害理解研修 ② 人材育成研修 ② 市主催研修 ② 運営主体主催研修 □ その他 (〈研修の勧奨・周知方法〉 ② ミーティングでの周知・勧奨 ② 常動職員からの声かけ □ その他 (〈研修計画の策定〉 ② 策定済 □ 未作成(令和6年度末までに策定)	•	A	
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない 等、児童の人権に十分配慮している。 〔基準条例第6条第2項、第12条、第13条〕 〔運営指針 第7章 1〕	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 実施内容(配慮内容): 年3回ほどの全体会を開催し、運営上大切な、施設の設置基準や運営指針 の共通認識を図っている。また随時事例検討会を設け職員の研鑽に努めて いる。それらを踏まえ、子どもの人権を理解尊重の上、対応することとしてい る。	0	А	
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の 対応が定められている。 〔運営指針 第3章 3〕	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 平常時の取組(虐待を見逃さない為に普段から心がけていること) 来所持の挨拶は必須とし、顔や服装の様子を確認。普段と違う様子が伺える場合は個別に話を聞いて、職員間で共有し、対応を検討する。また内容や対処事項などを日誌や児童票に記録する。 虐待発見時の対応 職員間で共有し対応を検討し、小学校(校長・担任)に報告する。そのうえで、地区の保健福祉センターへの相談を検討する。	0	Α	

	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明すると	※事業所での取組事項を記載	載し、適合している	かを判定し	ます。				
(9)	ともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。 〔基準条例第20条〕 〔運営指針 第3章 1、4〕	日々のお迎えの際に、クラブでの様子をお伝えし共有している。連絡ノートでクラブでの様子や制作品の貼付、出欠の確認を行っている。毎月のクラブだ		0		А			
	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連	連絡先の管理者(管理場所 先を出せる職員):	を把握し、連絡	3	Д				
(10)	いる。	連絡先の管理方法:		庫で保管	先を記入してもら している。開所時 員認知している。	0		А	
	〔基準条例第20条、第21条、第22条第1項〕 〔運営指針 第6章 2〕	関係機関への報告:	事故が発生した		わき市こども支援課 連絡する。				
	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した 場合には、こども支援課に事故報告書を提出している。	報告が必要な事故件数 (通 は必須) :	院が必要な事故	0	件	0		A	
(11)	場合には、ことも又接続に争め物合書を提出している。 (運営指針 第6章 2)	実際に報告した事故件数:		0	件	Ü		^	
		※賠償すべき事故が発生した加入する必要があります。	場合に備えて、損害	害賠償保	険や傷害保険等に				
(12)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険 や傷害保険等に加入している。 (運営指針 第6章 2)	損害賠償保険名(保険会 社名及び保険名称)	三井住友海上火	、災保険 機	()	0		А	
		傷害保険名(保険会社名 及び保険名称)	三井住友海上火	、災保険 網	*)				
		学校との連携:							
	利用者の通学する学校と連携している。	☑ 連携している	□ 連携してい						
(13)	(基準条例第21条) (運営指針 第5章 1)	具体的な連 る。特に1年児		お迎えの	服共有を行ってい 際に行い、他学年 校での様子を聞き	0		А	
		評価方法:							
(1.4)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	保護者会、学年懇談会、個別 取りしている。	別面談の際に、利用	用に関する	事項について聞き	Δ	市の指導監査に基づいた本チェックシート	В	
(14)	[基準余例第 5 余弟 4 垻]	公表方法:				Δ	を公表予定。	D	
	〔運営指針 第7章 3〕	職員間、法人内で報告し、情	報共有を行ってい	3 。					

6 おやつ等の提供

確認項目 ※カッコ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
	(1) 栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。 〔運営指針 第3章 1〕	補食としての200㎞を目安に、食味バランスや気候に合わせ、選別している。 週に一度は手作りのおやつにすることを目安に、温かいおやつの提供を心掛け、栄養・見た目・食べ易さ・ゴミの分別方法など衛生面などにも配慮している。	0		Α	
		利用申込時に、保護者から医師の診断に基づく書類 (学校生活管理指導表等)の写しをもらっている				
	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや 緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を (2) 取り合い、安全に配慮して提供している。	入会申込書に配慮すべき事項を記入してもらい、必要に 応じて保護者と面談を行うなどして連絡を取り合っている	0		Α	
	〔運営指針 第3章 1〕	食物アレルギーのある児童について職員が把握できるように職 ☑ 員会議などで内容を共有し、おやつ提供時には必ず確認している。				

7 健康管理·安全確保

確認項目 ※カッコ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(:	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回) 〔運営指針 第4章 6〕 〔労働安全衛生法第66条〕 〔労働安全衛生規則第44条〕	常勤職員について定期健康診断(毎年)を行い、健康診断 結果を保管している。 ※ただし当該年度途中に雇用する職員の定期健康診断 は、雇用時の健康診断と兼ねることができる	0		A	
(1		年度途中に新たに雇用した職員については、雇入時に 健康診断を実施している。				
		非常勤職員については、胸部X線を実施状況を把握している ② (全員)				
	必要な医薬品(医薬部外品等)、その他の医療品を 備えている。 (基準条例第14条第3項) (運営指針 第6章 2)	✓ 体温計 □ 水まくら ☑ 消毒液 ☑ 絆創膏類☑ その他 (下記に詳細を記載してください)				
(2		記載欄: 冷却シート、保冷剤、湿布、虫刺され薬、マスク	0		Α	
		□ 備えていない				

(3)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。 (基準条例第14条第2項) (運営指針 第6章 2)	情報収集方法:	いわき市こども支援課・学校からの情報を共有させてもらっている。	0	А	
		予防方法:	クラブ内の清掃・消毒、窓を開けて天井扇風 機やサーキュレーター、空気清浄機での常時 換気をしている。	O		
(4)	新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施している。 (基準条例第14条第2項) (運営指針 第6章 2)	多くの人が手? 用の遊具は、 塩素酸ナトリ! ごまめに手洗い ごまめに手洗い おやつの提供	多くの人が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)、共用の遊具は、1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清拭している。 ② こまめに手洗いを行うようにしている。 ② 活動中において、本市方針を踏まえたマスクの着用をしている。 ② おやつの提供に際し、密にならないように対策しているか。 上記以外の対応についても新型コロナウイルス感染症対策ガイ		А	
(5)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。 (基準条例第10条第4項) (運営指針 第6章 2)	 セ震により整理棚やロッカー等が倒れないように転倒防止策をしている を理棚やロッカーに落下する恐れのある荷物等を積んでいない 遊具の破損等など、目視で危険な箇所がないか確認をしている 		0	Α	

8 利用者への情報提供

確認項目 ※カッコ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)		運営規程の改定状況: 最新の改定日 令和54 運営規程に定められている項目: ② 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ② 開所している日及び時間 ② 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき ② 利用定員 ② 通常の事業の実施地域 ② 事業の利用に当たっての留意事項 ② 緊急時等における対応方法 ② 非常災害対策 ② 虐待の防止のための措置に関する事項 ② その他事業の運営に関する事項(苦情への対応について等)	年2月27日 善額		Α	
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。 (運営指針 第4章 4)	周知方法: ② 利用者への配布	0		А	

9 要望及び苦情への対応

確認項目 ※かつ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
	保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情を受け付けるための窓口を設置すること等の必要な 1) 措置を講じている。 〔基準条例第18条第1項〕 〔運営指針 第1章 3、第7章 2〕	窓口責任者:	事務局 川崎有希恵				
(連絡先:	090-6623-5820	0		Α	
		周知方法:	ホームページ(利用のご案内)、入会申込書 時の利用規約に記載している。				
(要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有す) る等により、事業内容の向上に努めている。	確認事項:		0			
		事例が発生した場合には、全体会を設け、職員間で共有し、保護者へも、保護者会や文書で共有し、再発防止に努めることとしている。				А	

10 備える帳簿

確認項目 ※かっ」()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (〇,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕 〔労働基準法第107条、108条、109条〕	☑ 職員名簿 ☑ 資格を証明する書類(写) ☑ 賃金台帳 ☑ 出勤簿 ☑ 勤務ローテーション表 □ 超過勤務簿 ☑ 雇用通知書(労働契約書) □ その他(下記に詳細を記載してください) 記載欄:	0		Α	
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕	☑ 備品台帳□ その他(下記に詳細を記載してください)記載欄:	0		А	
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。 (基準条例第16条) (運営指針 第4章 7)	✓ 会計関係帳簿 ✓ 小□現金台帳 ✓ 通帳 ✓ 領収書(原本)	0		А	
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。 〔基準条例第16条〕	☑ 出席簿☑ 児童名簿☑ 入会(継続)申込書(利用申込書)	0		А	
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。 (基準条例第16条) (運営指針 第3章 5)	☑ 業務の実施状況に関する日誌	0		А	
	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわ) かるように毎日つけられている。 〔運営指針 第3章 5〕	日誌への記録有無:				
		☑ 毎日日誌がつけられている □ 日誌がつけられていない日がある				
		日誌内容について、主な項目として下記が記載されている。				
(6)		 ✓ 単位ごとの開所時間 ✓ 職員配置状況(氏名、放課後児童支援員資格有無、勤務時間) ✓ 利用児童数 ✓ 障害児数 ✓ おやつ(材料やメニュー)について ✓ ケガや事故の記録 	0		A	